

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

指宿市長 打越 明司

市町村名 (市町村コード)	指宿市 (46210)
地域名 (地域内農業集落名)	新西方地区 (新西方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5 年 1 月 18 日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・温暖な気候で栽培される露地野菜中心の農業経営体が多い。
 ・他地域と比べ、若年人口は減少しており、将来の農業の担い手不足が懸念される。
 ・農地は、斜面が多く、高土手から雑草が繁茂している畑もあり、一部荒廃化している農地も見られる。
 ・新規就農者や地区外からの入り作者が増加している。一方、これまで中核農業者として地域の農業を担ってきた団塊世代が70歳代を迎えており、農業技術、土地の効率的活用、畑かん農地・農道の維持保全対策等をスムーズに継承する必要がある。

【主な作物等】:オクラ, スナップ, ソラマメ, キャベツ, かんしょ, 肉用牛, 養豚, 養鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

・若い農業者が円滑に農業経営基盤を整備し、「儲けたい」「喜びが実感できる農業を実践して、地域社会に貢献したい」の思いや夢を実現するために、「新西方営農支援センター」を設立して、若手農家の育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積と高度利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくために、市及びJAと連携して相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ②総合的防除(IPM栽培)の推進により、害虫の発生を抑え、農薬使用量の削減を図る。
- ③自走式の農薬散布やハウス施設の環境制御技術等を活用し、肥培管理の省力化を図る。
- ⑦のり面の伐採や水路の維持管理等を行い、農地の保全管理に努める。
- ⑨農地利用の高度利用を促進し、地力の強化を図ることで減農薬野菜の栽培を促進する。